

(表面)

新潟県  
新発田市長

## 調整給付金支給確認書

※ 調整給付金とは、令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない（定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給するものです。

令和6年の所得税（推計）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、令和 年 月 日までに、この確認書と本人確認書類等を返送してください。審査の上、調整給付金支給決定通知書により通知します。

支給方法 口座振込

支給口座

支給予定額

※ 公金受取口座登録制度により登録された公金受取口座の口座情報を使用しています。

## (1) 調整給付金の支給予定額及び算出式

所得税	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))	令和6年分推計 所得税額	控除不足額 (①)
	円 -	円 =	円 (<0の場合は0)
住民税 所得割	定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数))	令和6年度分 住民税所得割額	控除不足額 (②)
	円 -	円 =	円 (<0の場合は0)
調整給付金	所得税分の 控除不足額 (①)	住民税所得割分の 控除不足額 (②)	控除不足額計 (③) (①+②)
	円 +	円 =	円
			調整給付金支給予定額 (上記③を1万円単位に切上げ)
			万円

注) 「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。

※ 「令和6年分推計所得税額」欄の数値は、現時点で入手可能な令和5年所得等から推計した金額を記載しており、令和6年分所得税額が判明した際に給付金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年以降に追加給付を行う予定です。

※ 令和6年中に他市区町村に転居される方又は転居された方は、本確認書が、追加給付に際して必要となることがあるため、写し(コピー)を取って大切に保管してください。

※ 各数値について相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、相違のあることが分かる関係書類(源泉徴収票、確定申告書等)の写し(コピー)を添えて返送期限までに提出してください。

※ 上記の返送期限までに返信がない場合は、新発田市は本給付金の受給を辞退したとみなします。

※ 本給付金の受給を希望しない場合は、右のチェック欄に「✓」を入れてください。【 私は給付金の受給を希望しません】

上記記載内容に相違ありません。

氏名		確認日	令和 年 月 日	連絡先電話番号	
----	--	-----	----------	---------	--

裏面も必ずご確認ください

（裏面）

(2) 給付金の振込先口座の変更等

表面上部の口座欄が空欄の場合、別の口座への振り込みを希望する場合は、チェック欄に「✓」を入れてください。

次の口座への振り込みを希望します。

（通帳等の写しを本人確認書類等貼付用紙に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

金融機関名	支店名	分類	口座番号 <small>※右詰めでご記入ください</small>	口座名義(カタカナ)
銀行 金庫 信組 信連 農協 漁協	本店 支店	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座		
金融機関番号	店番号			

ゆうちょ銀行	通帳記号 <small>〔6桁目がある場合は※欄にご記入ください〕</small>	通帳番号 <small>※右詰めでご記入ください</small>	口座名義(カタカナ)
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1           ※	1	

代理人が手続を行う場合は、次の【代理確認・受給を行う場合】記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ 代理人氏名	本人との 関係	代理人生年月日	代理人現住所
				明治・大正・昭和・平成 年 月 日
上記の者を代理人と認め、 調整給付金の〔確認・請求・受給〕を委任します。			本人氏名	署名(又は記名押印) (印)

提出書類

- 『調整給付金支給確認書』  
※ 必要事項をご記入ください。
  - 氏名、確認日、連絡先電話番号(表面の下部)
  - 振込口座(裏面(この面)の上部 ※表面の口座欄が空欄の場合などに記入)
- 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』  
※ 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードの表面、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(いずれか1つ)を本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』  
※ 「(2)給付金の振込先口座の変更等」に記入した口座に振り込み希望の場合のみ添付してください。  
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
- 『源泉徴収票や確定申告書などの写し(コピー)』  
※ 表面記載の各数値について相違を認める場合には、給付額算出に必要な税額や扶養親族数が見える源泉徴収票など書類の写し(コピー)を添付してください。

※ 各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。

(記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付金の支給が遅れます。)